



令和7年3月18日

京都市子ども若者はぐくみ局
担当：幼保総合支援室

令和7年度「こども誰でも通園制度」受付開始

京都市では、令和6年度に全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備することを目的に始まった、こども誰でも通園制度について、令和7年度も引き続き、市内の保育園、認定こども園、幼稚園などで実施します。

普段保育園等に通っていない児童を対象に、集団生活を体験していただくことで、子どもの成長を促すとともに、育児のリフレッシュにもつながります。

この度、令和7年度の利用申込の受付を開始します。

※ 本事業は、令和7年度予算が成立する場合に実施します。

【こども誰でも通園制度概要】

●対象児童

生後6か月から満3歳未満の保育園・幼稚園・認定こども園及び地域型保育事業等に在籍されていない子ども（京都市民のみ）

※ 利用開始時点の年齢となります。また、実施施設毎に、受入可能年齢が異なりますので、ご注意ください。

●利用可能時間

月10時間の範囲内で保育施設等を御利用いただけます。

●利用料

利用料として、1時間当たり300円を上限に施設が徴収します。

※ 別途、施設の事業内容により給食代等の実費負担が発生する場合があります。

●利用者募集期間

令和7年4月1日（火）から年間を通じて利用申込を受け付けます。

●利用申込方法 ※令和6年度から変更があります。

京都市に利用申込を行ったうえで、利用者としての認定を受けてください。

認定を受けていただいた後に、改めて専用のホームページから利用を希望する施設への事前面談予約や利用日時の申込等を行っていただきます。

※1 今年度、利用いただいていた方も改めて利用申込が必要となります。

※2 利用申込から認定までおおむね2週間程度を要します。

制度の内容や利用申込方法等の詳細については、以下のURL又は2次元コードから御確認ください。

URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000338368.html>

※ 申込フォームは令和7年4月1日から掲載予定。



●利用期間

令和7年4月中・下旬～順次利用開始となります。



(令和6年度実施施設での通園の様子)

<お問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

電話：075-251-2390